

秋田県食品自主的衛生管理認証制度実施要綱

制定：平成22年6月11日付け生衛一382生活環境部長
一部改正：令和5年12月12日付け生衛一853生活環境部長

第1章 総則

(目的)

第1 この要綱は、事業者に危害分析・重要管理点方式（以下「HACCP方式」という。）を用いて衛生管理を行うことを推進し、HACCP方式を用いて衛生管理を行っていると思われる県内の施設を認証することにより、衛生管理の不備による食中毒等を防止し、もって県民の食生活の安全確保に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証機関 この要綱に基づく認証に係る業務を行う者として秋田県知事（以下「知事」という。）が指定した法人をいう。
- (2) 事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第3条第1項で規定する食品等事業者である個人又は法人であつて、県内に食品取扱施設を有する者をいう。
- (3) 認証 認証機関又は知事が、事業者からの申請に基づき、当該申請に係る施設が認証基準に適合し、かつ、当該施設において適切に衛生管理が行われていることを認め証することをいう。
- (4) 認証調査員 事業者から申請があった施設について、実施状況等の実地調査をする者をいう。
- (5) 認証審査員 事業者から申請された書類の内容調査及び実地調査の結果に基づき、認証審査会において、認証の可否について審査する者をいう。
- (6) 特別認証 知事がこの要綱に基づく認証と同等以上の衛生管理が担保されていると認めた第三者認証の仕組み（以下「知事が認めた認証制度等」という）で認証等を受けた食品等事業者に対し、知事が行う認証をいう。
- (7) 本部 同一の事業者において、複数の施設を統一的に衛生管理を行う場合、その衛生管理を統括管理する組織をいう。
- (8) 支部 本部により統一的な衛生管理を受ける施設をいう。
- (9) 本部認証 本部及び支部に関する衛生管理について、一括で行う認証をいう。

(責務)

第3 この要綱において、秋田県、認証機関及び認証を受けた事業者の責務は、次のとおりとする。

- 2 秋田県は、認証制度の適正な運用及び普及に努めるものとする。
- 3 認証機関は、公正な認証業務を行い、認証制度の信頼性の確保に努めるものとする。
- 4 認証を受けた事業者は、認証基準を遵守し、自主的衛生管理を推進することにより安全性の高い食品の提供に努めるものとする。

第2章 認証

(対象施設)

第4 認証の対象施設は、県内の施設とする。

(認証の申請)

第5 認証の申請をしようとする事業者は、認証を受けようとする施設ごとに、別記様式第1号による申請書に、衛生管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び別表1に定める関係書類を添えて、認証機関に申請しなければならない。

(認証基準)

第6 認証を受けようとする事業者は、認証を受けようとする施設について、コーデックス委員会が規定したHACCPによる衛生管理を行わなければならない。

2 認証を受けようとする事業者は、認証を受けようとする施設について、別表2に規定する基準に基づいた衛生管理の方法及び記録の方法等を定めなければならない。ただし、前項の規定により実施した危害分析の結果、危害の発生のおそれがないとされた場合は、この限りではない。

3 本部認証を受けようとする事業者は、前項の規定により定めることのほか、別表2に規定する「本部認証を受けようとする事業者に適用する基準」に基づいた本部における衛生管理の方法及び記録の方法等を定めなければならない。

4 認証を受けようとする事業者は、前2項の規定により定めた衛生管理の方法等を記載したマニュアルを作成しなければならない。

5 認証を受けた事業者は、当該認証に係る施設について、衛生管理の記録を、その作成の日から製品の消費期限又は賞味期限に一年を加えた期間以上（期限の設定がない場合は1年間以上）保存しなければならない。

(認証の申請者欠格要件)

第7 この要綱の規定により認証を取り消され、その取消の日から1年を経過しない事業者は、第5に規定する認証の申請を行うことができない。

(認証の更新申請)

第8 認証の更新を受けようとする事業者は、認証の有効期間（以下単に「有効期間」という。）の満了日の2か月前までに、別記様式第1号による申請書に、マニュアル及び別表1に定める関係書類を添えて、認証機関に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了日以前の更新を希望する事業者は、別記様式第2号による届出書及び別記様式第1号による申請書に、マニュアル及び別表1に定める関係書類を添えて、認証機関に申請しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、現に受けている認証を行った認証機関（以下「申請認証機関」という。）に申請し、かつ、当該認証に係るマニュアル及び別表1に定める関係書類の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。

(認証の変更申請)

第9 認証を受けた事業者が、別表1の(9)号（新たな支部を加える場合に限る）を変更しようとするときは、別記様式第1号による申請書に、変更しようとする内容が記載された関係書類を添えて、申請認証機関に認証の変更の申請を行わなければならない。なお、内容に変更がない関係書類の添付を省略することができる。

(認証の方法等)

第10 認証機関は、事業者から第5、第8、第9及び第11の規定による認証の申請等が行われた場合は、次に掲げる調査を実施するものとする。ただし、第8第3項の規定によりマニュアルの添付が省略されたときは、第1号の調査を省略することができる。

- (1) マニュアルの内容調査
- (2) マニュアルの実施状況等の実地調査（第5及び第9の規定による認証の申請の場合は、事業者に一定期間試行させた後行う実地調査）
- (3) 本部認証に係る実地調査については、(1)、(2)で定めることのほか、次のとおり実施することとする。
 - 一 実地調査は本部及び支部について実施することとする。
 - 二 実地調査の対象とする支部の数は、申請のあった支部数の平方根の値以上とする。
 - 三 実地調査の対象とする支部は、過去の監視状況、施設の規模、地理的分散等を考慮して抽出することとする。
 - 四 第9の規定により新たに支部を加えた場合は、必要に応じて実地調査を行う。
- 2 認証機関は、保健所が実施する監視の結果が、認証機関が自ら実施する調査結果と同等と認められる場合は、保健所の監視結果をもって認証機関の調査結果と見なすことができるものとする。
- 3 認証機関は、第1項及び前項の調査の結果に基づき、認証審査会を開き、認証の可否について決定をするものとする。ただし、第8に定める認証の更新申請については、認証審査会によらず、認証の可否について決定をすることができる。なお、認証審査会によらず認証を行う場合は、審査対象施設を所管する保健所職員及び生活衛生課職員が書類審査並びに認証機関と協議をして決定をするものとする。
- 4 認証機関は、前項の規定により認証したときは、別記様式第3号による認証書を交付するものとする。不認証とされたときは、別記様式4号によりその旨を通知するものとする。

(再申請)

- 第11** 第10第3項の規定により不認証とされた施設について、相当の期間内に当該不認証とされた理由が改善されたときは、別記様式第5号にマニュアル及び別表3に定める関係書類を添えて、再申請を行うことができる。ただし、既に提出した書類と内容に変更がない書類については、その提出を省略することができる。

(有効期間)

- 第12** 第5及び第11の規定に係る認証の有効期間は、認証の日から2年を経過した日の属する月の末日までとし、第8の規定に係る認証の有効期間は、初回の更新申請においては、現に受けている認証に係る有効期間の満了の日の翌日から3年間とし、2回目の更新申請以降においては5年間とする。
- 2 第9の規定による認証の変更に係る認証の有効期間は、変更申請前の認証の有効期間とする。
 - 3 第8第2項の規定により、有効期間の満了日以前の更新をする場合の現に受けている認証に係る有効期間は、第1項の規定にかかわらず、当該更新の前日までとする。

(認証申請書の記載事項変更届)

- 第13** 認証を受けた事業者が、次に掲げる事項を変更したとき、又は事業の譲渡（事業者の法人化又は個人化に伴うものに限る。）相続、法人の合併若しくは分割による地位の承継があったときは、別記様式第6号に認証書を添えて、遅滞なく申請認証機関に届け出なければならない。
- (1) 事業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）
 - (3) 認証に係る施設の名称、屋号又は商号

(認証関係書類の記載事項変更届)

- 第13の2** 認証を受けた事業者が、マニュアル及び別表1に定める関係書類（(9)号（新たに支部を加える場合に限る）を除く）の内容を変更しようとするときは、別記様式第15号に、変更しようとする内容が記載された関係書類を添えて、申請認証機関に届け出なければならない。

(認証書の再交付)

- 第14** 認証を受けた事業者が、交付された認証書を紛失等したときは、別記様式第7号に

- より申請認証機関に再交付の申請をすることができる。
- 2 認証機関は、前項に規定する再交付の申請があったときは、認証書を再交付するものとする。
 - 3 前項の規定により認証書の再交付を受けた事業者は、紛失した認証書を発見したときは、速やかに発見した認証書を申請認証機関に返納しなければならない。

(認証マークの貼付等)

- 第15** 認証を受けた事業者は、知事が別に定める認証マークを当該認証に係る施設に掲示し、又は、当該認証に係る施設において製造された製品等に貼付することができる。
- 2 前項の認証マークの取扱いは、別に定める。

(認証の取消し)

- 第16** 認証機関は、認証を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する施設に係る認証を取り消すことができる。
- (1) 申請の内容に虚偽が判明したとき。
 - (2) 認証基準の不履行が判明し、相当期間を定めて改善を求めても、なお改善されないとき。
 - (3) 法第6条の規定に違反し、法第60条第1項（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の法第55条第1項）の処分を受けたとき。
 - (4) 悪質な法令違反を犯したと認められるとき。
 - (5) 認証マークを不正使用したとき。
- 2 認証機関が、前項の規定により、認証を取り消すときは、当該事業者別に別記様式第8号による認証取消書を交付するものとする。
 - 3 認証を受けた事業者は、第1項第3号に該当したときは、その旨を申請認証機関に届け出なければならない。
 - 4 認証を受けた事業者は、第1項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を申請認証機関に返納しなければならない。

(認証の辞退等)

- 第17** 認証を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第9号により、速やかに申請認証機関に届け出るとともに、認証書を返納しなければならない。
- (1) 認証を受けた施設の事業を廃止したとき。
 - (2) 自ら認証を辞退しようとするとき。

第3章 認証機関

(認証機関の指定)

- 第18** 認証機関の指定は、当該指定を受けようとする法人の申請により行う。
- 2 認証機関の指定を受けようとする法人は、別記様式10号による申請書に、別表4に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による申請に基づき審査を行い、申請者が食品衛生に関する指導、助言等の実績を有し、かつ、認証に係る業務を行うのに十分な能力があると認めたときは、認証機関として指定するものとする。
 - 4 前項の指定を行ったときは、申請法人に別記様式11号による指定書を交付するものとする。

(認証機関の変更の届出)

- 第19** 認証機関は、第18第2項の規定による申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、別記様式第12号による届書に、変更事項を確認できる関係書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(指定書の再交付)

- 第20** 認証機関が、交付された指定書を紛失等したときは、別記様式第13号により、遅滞なく知事に再交付の申請をしなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による再交付申請があったときは、指定書を再交付するものとする。
 - 3 前項の規定により指定書の再交付を受けた認証機関は、紛失した指定書を発見したときは、速やかに発見した指定書を知事に返納しなければならない。

(認証機関に係る業務廃止の届出)

- 第21** 認証機関は、認証の業務を廃止しようとするときは、別記様式第14号による届書に指定書を添えて、知事に届け出なければならない。

(手数料)

- 第21の2** 認証機関は、認証業務に係る必要な手数料を徴収することができる。なお、手数料額は自ら定め、知事の承認を得るものとする。

(認証調査員)

- 第22** 申請があった施設の実地調査のため、認証機関に認証調査員を置く。認証調査員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、知事が実施する施設の実地審査に関する講習会を修了した者のうちから、認証機関が選任する。
- (1) 法第30条に規定する食品衛生監視員の資格要件を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
 - (2) 法第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
 - (3) 前2号と同等以上と知事が認める資格を有する者
- 2 認証調査員は、コンサルタントサービス（事業者に対し、衛生管理に関する指導、助言等を業として行うこと。）の実施等特別な関係がある施設からの申請に対する認証調査業務を行ってはならない。

(認証審査員)

- 第23** 認証の可否を審査するため、知事は認証審査員を選任する。認証審査員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 法第30条に規定する食品衛生監視員の資格要件を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
 - (2) 法第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
 - (3) 前2号以外の知事が認める者
- 2 認証審査員は、コンサルタントサービス（事業者に対し、衛生管理に関する指導、助言等を業として行うこと。）の実施等特別な関係がある事業者からの申請に対する認証審査業務を行ってはならない。

(認証基準の履行状況の確認)

- 第24** 認証機関は、認証に係る施設について、認証基準の履行状況の確認に努めなければならない。

(報告の要求、立入り等)

- 第25** 認証機関は、認証に係る業務を行うため、認証の申請を行った事業者及び認証を受けた事業者に対し、必要な報告及び関係書類の閲覧を求め、並びに認証の業務に必要な限度において、認証調査員に認証に係る施設及び施設を管理する事務所等に立ち入り、調査させることができる。
- 2 認証調査員は、前項の規定により立ち入り調査を行うときは、事業者に対し、認証機関が発行する身分証明書を提示しなければならない。

- 3 認証機関は、事業者に対し、認証基準に係るマニュアルの内容及び施設の衛生管理の方法について技術上の指導を行うことができる。

(秘密保持)

第26 認証機関の職員等（認証調査員を含む。）及び認証審査員は、認証に係る業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(書類の備付け及び保存)

第27 認証機関は、認証に係る業務に関する別表5に掲げる書類を備え置かなければならない。

- 2 認証機関は、前項に規定する書類のほか、認証に係る申請、調査及び審査に関する書類を、不認証の決定を行った日又は認証の有効期間が満了した日から3年間保存しなければならない。

(指定の取消し)

第28 知事は、認証機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定の取消しを行うことができる。

- (1) 認証業務の公正が著しく損なわれたとき。
- (2) 第44第1項の規定による報告、立入、検査若しくは質問若しくは同第2項に規定する指示を理由なく拒んだとき、又は虚偽の報告を行ったとき。
- 2 認証機関が前項により指定を取り消されたときは、速やかに指定書を知事に返納しなければならない。

(指定の取消しに係る業務の引継ぎ)

第29 認証機関は、第28の規定により指定を取り消されたときは、その認証に係る業務の引継ぎ先等について知事と協議し、速やかに他の認証機関に引き継がなければならない。

(報告)

第30 認証機関は、第10第3項の規定による認証を行ったときは、遅滞なく別表6に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- 2 認証機関は、第13及び第13の2の規定による変更の届出を受理したときは、遅滞なく変更事項を知事に報告しなければならない。
- 3 認証機関は、第16の規定による認証の取消しを行ったとき又は第17の規定による認証の辞退届を受理したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。
- 4 認証機関は、認証マークの不正使用を発見したときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(業務運営に関する措置)

第31 認証機関は、認証に係る業務を行うときは、事業者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、説明を行わなければならない。

- (1) 認証は、認証を受けようとする事業者からの申請に基づき調査し、及び審査した上、決定すること。
- (2) 認証を受けた事業者から更新若しくは変更の申請又は再申請があったときは、調査し、及び審査した上、認証を決定すること。
- (3) 認証を受けた事業者から認証書の再交付の申請があったときは、認証書を再交付すること。
- (4) 認証を受けた事業者から認証申請書の記載事項の変更又は認証の辞退等の届出があったときは、これを受理すること。
- (5) 審査において、事業者に、マニュアルの内容及び施設の衛生管理に関し技術上の指導を行うことができること。
- (6) 不認証の決定に係る施設であって、相当の期間内に当該不認証とされた理由が改善

- されたときは、再申請を行うことができること。
- (7) 認証を受けた事業者が、第16第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該認証を取り消すことができること。
 - (8) 認証に係る業務を行うため、事業者から必要な報告及び関係書類の閲覧を求め、並びに、認証調査員に認証に係る施設及び当該施設を管理する事務所等に立ち入り、調査させることができること。
 - (9) 認証の有効期間中に、認証基準が履行されているかどうかの確認を行うこと。
 - (10) 認証機関の秘密保持に関すること。

第4章 特別認証

(知事が認めた認証制度等)

第32 知事が認めた認証制度等は、別に定める基準により知事が決定するものとする。

(特別認証の申請)

第33 第4の施設であって特別認証を申請しようとする事業者は、認証を受けようとする施設ごとに、第5にかかわらず、別記様式第1号による申請書に、知事が認めた認証制度等の認証等を受けた証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(特別認証の申請者欠格事項)

第34 第40により認証を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない事業者は、第33に規定する申請を行うことが出来ない。

(特別認証の方法等)

第35 知事は、事業者から第33に規定する申請が行われた場合、申請内容を審査し、認証を決定する。

- 2 知事は、前項の規定により認証したときは、別記様式第3号による認証書を交付するものとする。

(特別認証の有効期間)

第36 特別認証の有効期間は、第12の規定にかかわらず、知事が認めた認証制度等の認証等の有効期間とする。

(特別認証の変更届)

第37 特別認証を受けた事業者は、第33の申請内容に変更があったときは、別記様式第6号に認証書及び知事が認めた認証制度等の認証等を受けた証の写しを添えて、遅延無く知事に届け出なければならない。

(認証書の再交付)

第38 特別認証を受けた事業者が、交付された認証書を紛失等したときは、別記様式第7号により知事に再交付の申請をすることができる。

- 2 知事は、前項に規定する再交付の申請があったときは、認証書を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認証書の再交付を受けた事業者は、紛失した認証書を発見したときは、速やかに発見した認証書を知事に返納しなければならない。

(特別認証に係る認証マーク貼付等)

第39 第15の規定は、特別認証を受けた事業者に準用する。

(特別認証の取消し)

第40 知事は、認証を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する施設に係る認証を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽が判明したとき。
 - (2) 衛生管理の重大な不備が判明し、相当期間を定めて改善を求めても、なお改善されないとき。
 - (3) 法第6条の規定に違反し、法第60条第1項（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第55条第1項）の処分を受けたとき。
 - (4) 悪質な法令違反を犯したと認められるとき。
 - (5) 認証マークを不正使用したとき。
 - (6) 知事が認めた認証制度等の認証等が取り消されたとき。
 - (7) 知事が認めた認証制度等が、この要綱に基づく認証と同等以上の衛生管理が担保されていると認められなくなったとき。
- 2 知事が、前項の規定により、認証を取り消すときは、当該事業者別に別記様式第8号による認証取消書を交付するものとする。
- 3 特別認証を受けた事業者は、第1項第3号又は6号に該当したときは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 特別認証を受けた事業者は、第1項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を知事に返納しなければならない。

(特別認証の辞退等)

第41 特別認証を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第9号により、速やかに申請認証機関に届け出るとともに、認証書を返納しなければならない。

- (1) 認証を受けた施設の事業を廃止したとき。
- (2) 自ら認証を辞退しようとするとき。

(特別認証に係る書類の経由)

第42 この要綱の規定により知事に提出する書類は、秋田市を除き、その施設の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

(特別認証に係る立ち入り等)

第43 知事は、認証に係る審査又は履行状況の確認を行うために、事業者に必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証に係る施設等に立ち入ることができる。

- 2 1による立ち入り等は、知事が職員のうちから命じた食品衛生監視員におこなわせるものとする。
- 3 知事は、事業者に対し、認証に関する技術上の指導を行うことができる。

第5章 雑則

(報告、検査、指示等)

第44 知事は、認証業務の公正性を保ち、かつ、その適切な運用を図るために必要があると認めるときは、認証機関に対し必要な報告を求め、又は職員に、その事務所等に立ち入りさせ、認証業務の状況、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

- 2 知事は、認証業務の適切な運用を図るために必要があると認めるときは、認証機関に対し、必要な指示を行うことができる。

(認証機関の教育、助言)

第45 知事は、認証業務の適切な運用を図るため、認証機関の認証調査員その他の職員に対し、必要な教育及び助言を行う。

(認証機関の公表)

第46 知事は、認証機関の指定又は取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

(認証を受けた事業者の公表)

第47 知事は、認証を受けた事業者等の名称等を公表するものとする。

(その他)

第48 その他認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年12月3日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年2月1日から施行する。ただし、この改正の施行前に認証を受けた施設については、第8の更新申請の時まで、従前の例によることが出来る。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1（第 5、第 8、第 9、13 関係）

- (1) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班編制の一覧
- (2) 製品説明書
- (3) 製造工程一覧図
- (4) 施設設備の図面
- (5) 危害要因一覧表
- (6) 重要管理点、管理基準、モニタリング、改善措置及び検証を定めた文書
又は、重要管理点を定めない場合はその理由を記載した文書
- (7) 認証書（更新及び変更申請時に限る。）
- (8) 営業許可証等の写し
- (9) 本部認証により統一的な衛生管理を受ける施設の名称及び住所一覧（本部認証申請時に限る。）

別表 2（第 6 関係）（別添）

別表 3（第 11 関係）

- (1) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班編制の一覧
- (2) 製品説明書
- (3) 製造工程一覧図
- (4) 施設設備の図面
- (5) 危害要因一覧表
- (6) 重要管理点、管理基準、モニタリング、改善措置及び検証を定めた文書
又は、重要管理点を定めない場合はその理由を記載した文書
- (7) 認証結果通知書
- (8) 本部認証により統一的な衛生管理を受ける施設の名称及び住所一覧（本部認証申請時に限る。）

別表 4（第 18 第 2 項関係）

- (1) 定款又は寄附行為及び登記簿謄本
- (2) 貸借対照表、収支計算書又は損益計算書、財産目録、納税証明書
- (3) 次に掲げる事項を定めた認証に関する規程
 - ア 認証業務（認証後の業務を含む。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項
 - イ 認証業務を行う組織に関する事項
 - ウ 認証業務に従事する者の職務及び倫理に関する事項
 - エ 認証業務の実施方法に関する事項
 - オ 認証業務を公正に実施するために必要な事項
 - カ 認証書の交付に関する事項
 - キ 認証業務の公表に関する事項
 - ク 指定の取消しを受けたときの認証業務の引継ぎに関する事項
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (4) 第 10 に規定する認証に係る調査を行う者の氏名及び略歴
- (5) 現に行っている食品衛生に関する指導、助言等の実績

別表 5（第 27 第 1 項関係）

- (1) 認証を申請した事業者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の職・氏名）
- (2) 認証を申請した施設の所在地及び名称並びに屋号又は商号
- (3) 認証を申請した事業者の業種
- (4) 認証の申請を受理した年月日
- (5) 審査（再審査を含む）を行った年月日

- (6) 認証の可否を決定した年月日
- (7) 前号の決定の結果
- (8) 認証に従事した者の氏名及び従事した認証業務の種類

別表6（第30関係）

- (1) 認証した事業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の職・氏名）
- (2) 認証した施設の所在地
- (3) 認証した施設の名称、屋号又は商号
- (4) 認証した業種
- (5) 認証の年月日及び期限
- (6) 更新又は変更の認証をしたときはその旨